

第2部 各論

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

第2章 交通安全思想の普及徹底

第3章 安全運転の確保

第4章 道路交通秩序の維持

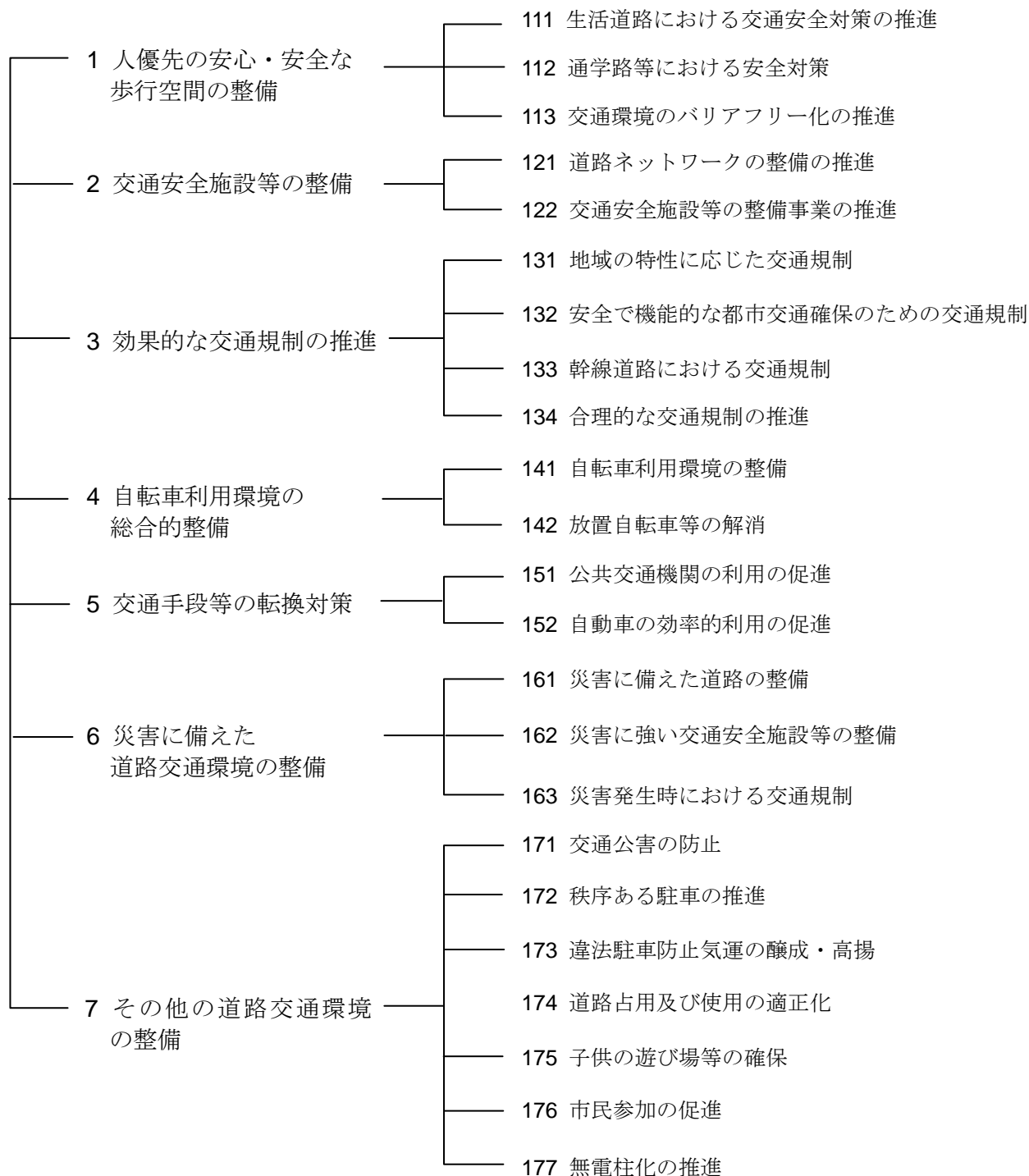
第5章 救急・救助活動の充実

第6章 交通事故被害者支援の推進

第7章 鉄道と踏切道の安全確保

第1章 人と環境にやさしい道路交通環境の整備

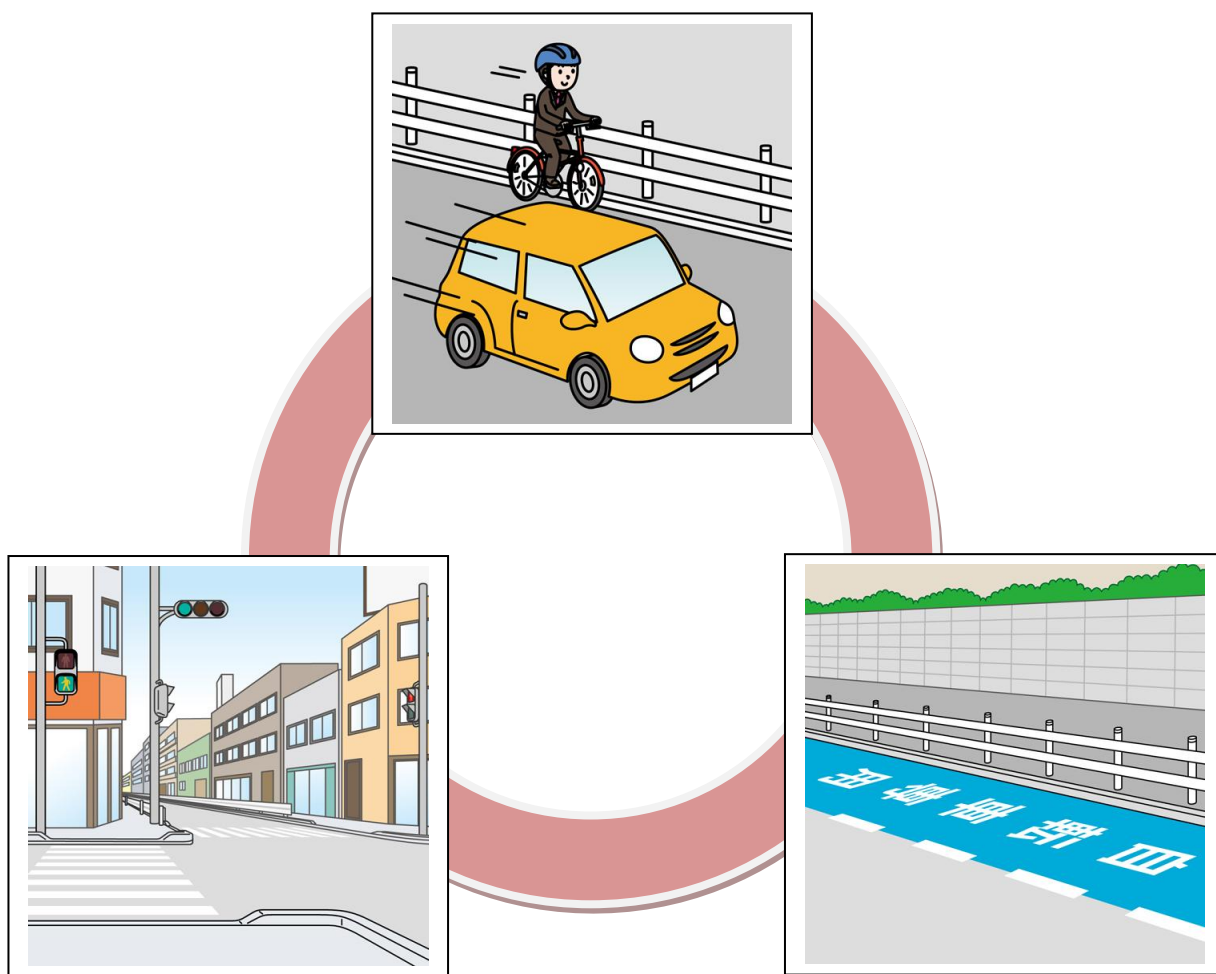
【施策の体系】



解説

安心・安全な社会の実現には、交通の円滑化を図るとともに、市民の安全を確保することが不可欠です。

それには、それぞれの道路と地域の実態を把握し、既存の交通規制をより合理的に見直すとともに、車以外の自転車や公共交通等の道路を取り巻く環境についても整備を進め、歩行者、自転車、自動車とともに安心して安全に通行できる交通安全対策を推進します。



1 人優先の安心・安全な歩行空間の整備

- 1 人優先の安心・安全な歩行空間の整備
 - 111 生活道路における交通安全対策の推進
 - 112 通学路等における安全対策
 - 113 交通環境のバリアフリー化の推進

111 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多い生活道路については、道路管理者及び公安委員会が連携して、歩道整備等、総合的な交通事故抑止対策を推進します。

また、歩行者の安全確保と生活環境の改善を図るため、市内の生活道路のうち、交通量の多い箇所について、ゾーン30^{*}の実施(弥生町、中富南、緑町等)や道路の拡幅等を行い、歩行者等の安全確保と車が共存できる道路空間等の整備を推進します。

※ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的に、区域(ゾーン)を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策であり、本市では平成24年より実施しております。

112 通学路等における安全対策

通学路等における子供の安全を図るため、市内小中学校や保護者等からの通学路や学校周辺の安全対策要望箇所について、道路管理者、公安委員会及び教育委員会等と連携を図り、グリーンベルト等の路面標示及び道路反射鏡の設置や修繕を実施します。

113 交通環境のバリアフリー化の推進

国立障害者リハビリテーションセンター等関係機関が存在する所沢市においては、高齢者、障害者等を中心とする交通弱者の日常生活圏において、安心して安全に活動できる社会を実現するため、バリアフリー対応型信号機や道路標識等の高輝度化[※]等を推進します。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩行空間の確保、段差のない構造や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を推進します。

※道路標識等の高輝度化

夜間における交通の安全と走りやすい交通環境を確保するため、反射材を用い、又は夜間照明等、視認性を高める等の工夫を施し、高齢者、障害者及び運転者等にとって見やすく分かりやすい道路標識(規制標識等)とするものです。

2 交通安全施設等の整備

2 交通安全施設等の整備

121 道路ネットワークの整備の推進

122 交通安全施設等の整備事業の推進

121 道路ネットワークの整備の推進

市民に最も身近な生活道路の安全性や利便性を向上するため、体系的な道路網の整備により生活道路と幹線道路の適切な機能の分担を図るとともに、他の交通機関との連携強化を図る道路整備を推進します。

(1) 幹線道路の建設

市街地内の通過交通の排除と交通の効果的な分散により、交通事故の防止や交通渋滞の解消を図るため、主要幹線道路の建設を推進するとともに、環状道路等、整備効果の高い市内幹線道路の建設を積極的に進めます。

(2) 生活道路の整備

安全で快適な交通を確保するため、市民生活に密接した生活道路のあり方を検討し、道幅が4.2メートルに満たない道路(狭隘道路)の拡幅や交差点の改良等を進めます。

(3) 歩行者・自転車環境の整備

歩行者、自転車利用者、高齢者及び障害者にやさしい道路の整備を進めます。

122 交通安全施設等の整備事業の推進

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、「社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）」に基づき、道路管理者及び公安委員会が連携し、重点的、効果的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

(1) 道路管理者が実施する事業

ア 交差点整備の推進

市内の交通事故が、交差点及び交差点付近で多く発生していることから、交差点の整備を積極的に実施します。

イ 交通事故多発地点等の重点整備

交通事故多発地点等について、道路診断などの交通事故分析に基づき、交差点改良や視距（見通し）改良、また、夜間の事故防止のための道路照明灯や視線誘導標の整備など交通安全施設の重点的整備を推進します。

(2) 公安委員会が実施する事業

道路の構造及び交通の実態を勘案して、交通事故多発交差点、交通危険箇所等に信号機を設置するほか、既設の信号機については、信号機のLED化及び歩車分離式信号機[※]の導入を推進します。

※歩車分離式信号機

歩行者と車両が交差することにより、交通事故の発生が懸念される交差点において、歩行者と車両が通行する時間を分離して、歩行者と車両の交通事故を抑止する方式の信号機です。

(3) 道路標識等の整備

安全で快適な道路交通環境を確保するため、保守点検の徹底と整理統合により、「見やすく、分かりやすい」道路標識等の整備を推進します。

3 効果的な交通規制の推進

3 効果的な交通規制の推進

- 131 地域の特性に応じた交通規制
- 132 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制
- 133 幹線道路における交通規制
- 134 合理的な交通規制の推進

131 地域の特性に応じた交通規制

地域交通に利用される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等により通過交通の流入を抑えるとともに、原則として最高速度 30 キロメートル毎時とする等の速度抑制対策を行い、良好な生活環境を維持するための交通規制を実施します。

132 安全で機能的な都市交通確保のための交通規制

安全で機能的な都市交通を確保するため、計画的に都市部における交通規制を推進し、交通流・量の適切な配分・誘導を図ります。

また、路線バス等大量公共輸送機関の安全等を確保するための交通規制を推進します。

133 幹線道路における交通規制

交通の安全と円滑化を図るため、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

134 合理的な交通規制の推進

交通事故が多発する地域、路線においては、効果的な交通規制を重点的に実施します。また、交通規制実施後の道路交通環境の変化等により、現場の交通実態と合わなくなったと認める場合は、交通規制の見直しを実施します。

4 自転車利用環境の総合的整備

- 4 自転車利用環境の総合的整備
 - 141 自転車利用環境の総合的整備
 - 142 放置自転車等の解消

141 自転車利用環境の総合的整備

(1) 自転車利用環境の整備

自転車は幅広い年齢層で利用されており、通勤、通学、健康増進など利用目的も様々です。また、市内での自転車事故も多発していることから、自転車利用者が安全で快適に通行できるための環境づくりに努めます。

(2) 駅周辺等の自転車駐車場の整備

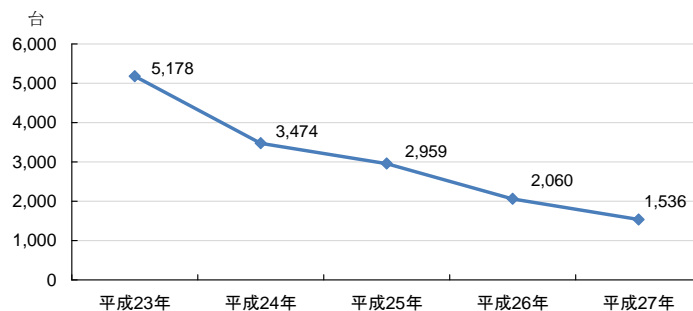
自転車の駐車需要に適正に対応するため、自転車駐車場の整備を推進します。

また、鉄道事業者に対して、自転車駐車場用地の提供等を積極的に要請するとともに、民間の自転車駐車場事業者とも連携して整備を推進します。

142 放置自転車等の解消

駅周辺等における自転車・原動機付自転車等の放置問題を解決するため、関係機関・団体等による総合的な自転車等駐車対策推進体制の充実を図ります。

また、「所沢市自転車駐車場の整備及び自転車の放置の防止に関する条例」に基づき、放置自転車の整理・撤去を推進するとともに、自転車利用者に対して、その社会的な責任の自覚を求め、道路交通法その他の法令の遵守、正しい駐車方法等に関する啓発及び広報活動を推進します。



駅周辺(放置禁止区域内)自転車撤去台数

5 交通手段等の転換対策

5 交通手段等の転換対策

- 151 公共交通機関の利用の促進
- 152 自動車の効率的利用の促進

151 公共交通機関の利用の促進

交通渋滞などの交通問題の解決にむけて、自家用車から路線バスやところバス等の公共交通機関利用への転換を促進します。

ところバスについては、より地域に密着している交通手段であることから、これからの所沢市の道路交通事情の変化に応じて利便性の向上に努めます。

(単位 人)

	利用総人数	一般利用者	特別乗車証利用者		一日乗車券		一般利用者数の割合	特別乗車証利用者数の割合	1便当り乗車人員
			高齢者	障害者	一般	特別			
平成23年度	324,266	108,855	212,516	583	49	2,263	33.6%	66.4%	14.1
平成24年度	343,037	113,425	226,413	571	45	2,583	33.1%	66.9%	14.9
平成25年度	353,217	114,163	236,106	756	32	2,160	32.3%	67.7%	16.8
平成26年度	373,518	114,508	255,787	1,285	34	1,904	30.7%	69.3%	19.3
平成27年度	391,099	121,909	266,297	1,055	53	1,785	31.2%	68.8%	20.1

ところバス利用者の推移



ところバス

152 自動車の効率的利用の促進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、相乗り、カーシェアリング※や効率的な物資の輸送などを研究するとともに、混雑時間や混雑箇所を避けた自動車利用を促すなど、自動車の効率的利用を促進します。

※カーシェアリング

1台の自動車を複数の会員で共用し、必要なときにマイカーと同じ感覚で利用できる仕組みのことです。

6 災害に備えた道路交通環境の整備

- 6 災害に備えた道路交通環境の整備
 - 161 災害に備えた道路の整備
 - 162 災害に強い交通安全施設等の整備
 - 163 災害発生時における交通規制

161 災害に備えた道路の整備

豪雨、地震等の災害が発生した場合においても安心・安全な生活を支える道路交通を確保し、豪雨災害や地震等の大規模災害の発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送に不可欠な緊急輸送道路を確保するため、幹線道路の整備、狭隘道路の拡幅や歩道の整備、橋梁の耐震化などを推進します。

162 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時の停電に起因する信号機の機能停止による混乱を防止するため、予備電源として自動起動式交通信号用発動発電機の整備を推進します。

163 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施します。

また、災害対策基本法による通行禁止等の交通規制を的確かつ迅速に行うため、信号制御により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回指示・広報を行い、併せて災害の状況や交通規制等に関する情報を交通情報板等により提供します。

7 その他の道路交通環境の整備

- 7 その他の道路交通環境の整備
 - 171 交通公害の防止
 - 172 秩序ある駐車の推進
 - 173 違法駐車防止気運の醸成・高揚
 - 174 道路占用及び使用の適正化
 - 175 子供の遊び場等の確保
 - 176 市民参加の促進
 - 177 無電柱化の推進

171 交通公害の防止

自動車を原因とする大気汚染や、騒音・振動等の交通公害を防止するため、幹線道路等における大気汚染や騒音・振動の状況の把握に努めます。

また、エコカーへの買い換えやマイカーの利用の自粛等の促進を図るとともに、アイドリング・ストップの実施や、急発進・急加速の防止等のエコドライブを推進し、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、地球温暖化の防止に努めます。

172 秩序ある駐車の推進

良好な駐車秩序を確立するため、現行規制を見直すとともに、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取締りを実施します。特に市街地等における取締りについては、放置車両の確認事務を民間委託するとともに、違法駐車の状態、住民からの要望等を勘案し、決定された駐車監視員活動ガイドライン内での、駐車監視員による放置駐車の確認を強化します。

また、大規模な建築物の開発事業者に対し、大規模小売店舗立地法・所沢市街づくり条例等に基づき、適正な規模の駐車台数の整備を促進し、指導を強化します。

173 違法駐車防止気運の醸成・高揚

違法駐車排除及び適正な自動車の保管場所の確保等に関し、各季の交通安全運動等あらゆる機会を通じて市民への広報・啓発活動を行うなど、違法駐車防止気運の醸成・高揚を図ります。

174 道路占用及び使用の適正化

安全で円滑な道路交通環境を確保するため、道路法に基づく不法占用物件に対する指導取締りを強化するとともに、沿道住民等への啓発活動を推進します。

また、道路占用許可(道路法)及び道路使用許可(道路交通法)にあたっては、道路本来の機能を確保するため、無秩序な道路工事等を抑制するとともに、許可条件履行の確認を徹底するなど、許可の適正化を図ります。

175 子供の遊び場等の確保

子供の遊び場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、良好な生活環境づくり等を図るため、公園の整備や学校体育施設の開放を推進します。



美原中央公園

176 市民参加の促進

交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、安心して良好なコミュニティの形成を図るために、交通安全対策に関して市民が計画段階から実施全般にわたり積極的に参加できるような仕組みをつくり、市民、行政及び交通関係団体等の連携による交通安全対策を推進します。

177 無電柱化の推進

安全で快適な歩行空間の確保、良好な景観の形成、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上等の観点から電線類地中化を推進します。

現在までの取組状況

完成

①都市計画道路 「所沢村山線」	道路の建設に合わせて電線類地中化を行い、平成 26 年度に完成をしました。「所沢駅西口駅前通り線」の愛称で市民に親しまれています。
--------------------	---

進行中

②主要地方道 「川越所沢線」	平成 34 年頃の完成を目指して電線類地中化を行っています。完成に併せ、歩道のバリアフリー化も行う予定です。
③市道 4-245 号線 「ハナミズキ通り」	歩行者に安全なまちづくりを目的とした電線類地中化による歩道整備が予定されており、平成 28 年度の完成を目指しています。
④区画道路 12-1 号線 「南北道路」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、平成 32 年度の完成を目指しています。
⑤都市計画道路 「所沢駅ふれあい通り線」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、平成 34 年度の完成を目指しています。
⑥県道「久米所沢線」	所沢駅西口土地区画整理事業の施行に合わせて電線類地中化を行い、平成 35 年度の完成を目指しています。



ハナミズキ通り完成イメージ